

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 試験用材料等処分業務
2 施 行 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター (埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地)
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ないますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 本見積に参加できる資格要件は、埼玉県知事が許可する産業廃棄物処分業者、あるいは、さいたま市の産業廃棄物処理業許可業者であることとします。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様式等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
②見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」と記載してください。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が残る方法によります。)
(※FAX番号は、4)に記載された番号)
- 3) 提出期限 令和8年2月27日(金) 10:00まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛
FAX 048-853-1787
電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質問書提出期限 令和8年2月20日(金) 10:00まで
※質問の回答については、提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年2月27日 15時00分までとします。
- 7) その他の ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
- 4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

試験用材料等処分業務

仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1章 業務概要等

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 総合技術センター（以下、「機構」という。）が発注する「試験用材料等処分業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 用語の定義

1. 「発注者」とは、分任契約職である総合技術センター所長をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「担当職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「設計図書」とは、仕様書及び業務数量表をいう。
5. 「指示」とは、担当職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
6. 「承諾」とは、受注者が担当職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
7. 「協議」とは、書面により本業務に係わる協議事項について、発注者又は担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
8. 「提出」とは、担当職員が受注者に対し、又は受注者が担当職員に対し本業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
9. 「書面」とは、手書き、印刷、電子メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものと有効とする。
10. 「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と担当職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
11. 「了解」とは、担当職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
12. 「受理」とは、受注者、担当職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3節 業務概要

本業務は、総合技術センター敷地内に保管している試験用材料の一部を廃棄物として処分するものであり、以下の作業を行うものである。

- ・試験用材料の積込、運搬、受入地での処分

第4節 履行期間

履行期間は、休日等を含み、契約締結の翌日から30日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第2章第1節および第2節に示す作業の実施日について、発注者より指示する場合がある。

第5節 工程制限

第4節で示した休日等（履行期間内の土曜日、日曜日、祝日）には作業を行わないものとする。

第6節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第7節 業務場所

本業務の実施場所は、以下の通りとする。

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

（埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地）

別添-1に廃棄物の状況写真を示す。

また、廃棄対象物の保管場所を別添-2に示す。

第8節 作業方法について

受注者は、施工日や積込・運搬に使用する重機等について、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

なお、電気・水等が必要な場合や本仕様書に定めがない場合についても、担当職員と協議するものとする。

第9節 運搬方法

廃棄物の処理については、埼玉県知事またはさいたま市長が許可する産業廃棄物受入場所へ搬出・処理するものとする。

なお、次に示す受入場所、受入費用は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者が別の施設へ搬出・処理する場合においても設計変更の対象としない。

産業廃棄物	搬出先区分	積算上の条件明示			
		受入場所	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用(税抜)
混合廃棄物	中間処理施設	北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中	-	26.9km	25,000 円

第 10 節 提出書類

受注者は、次の書類を提出するものとする。

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・その他、担当職員が指示するもの

第 11 節 実施上の義務

1. 損害賠償義務

- (1) 故意又は過失を問わず、受注者が第三者または第三者所有の施設や民地、物品に對し損害を与えた場合には、受注者はその損害の賠償を行わなければならない。
- (2) 故意又は過失を問わず、受注者が発注者所有の施設や物品を棄損又は滅失した場合には、担当職員が指定する期間内までに受注者は原状回復を行うか、もしくはその損害の賠償を行わなければならない。

2. 報告義務

受注者は、事故もしくは故障等が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

第 12 節 設計変更等

本業務の履行内容に変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

第 13 節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項、又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

別添-1 廃棄物の状況写真

混合廃棄物



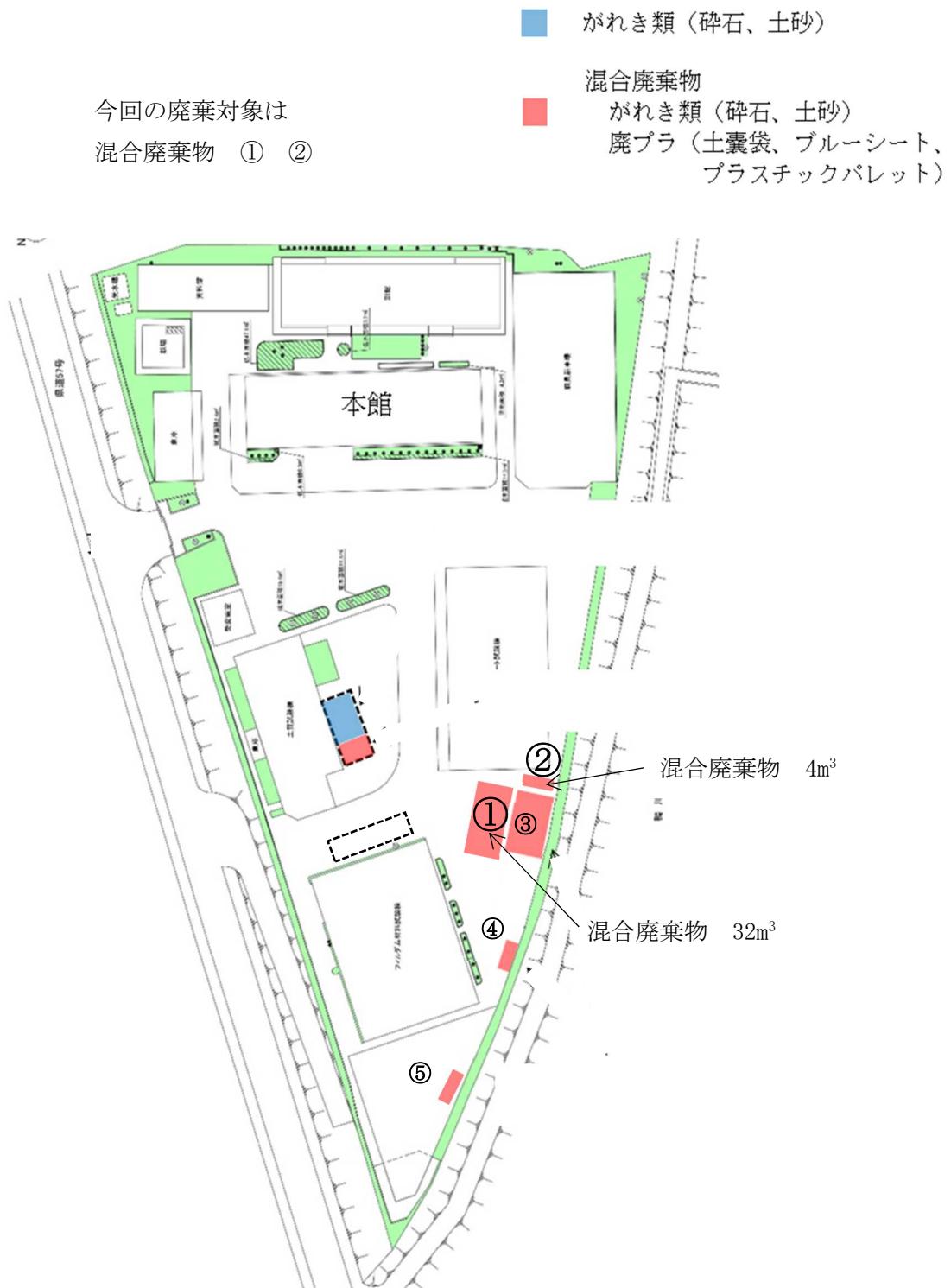
処分対象混合廃棄物

廃棄物の構成

- ・がれき類（岩石、土砂）
- ・廃プラスチック（土嚢袋、ブルーシート、プラスチックパレット）
- ・コンクリートくず

今回の処分対象はコンクリート製物置の前面にある 36m³相当

別添-2 廃棄対象物保管場所



数 量 總 括 表

業 務 名 試験用材料等処分業務

独立行政法人 水資源機構
総合技術センター

数 量 総 括 表

業務名	試験用材料等処分業務 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
積込		式		1		
積込		式		1		
積込		式		1		約40m3
運搬・処分1	混合廃棄物1	式		1		
運搬・処分1	混合廃棄物1	式		1		
運搬・処分1	混合廃棄物1	m3	36			
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費(率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

數量總括表

業務名	試験用材料等処分業務	(当初)					
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
業務費計			式		1		

見 積 參 考 資 料

業 務 名 試験用材料等処分業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

独立行政法人 水資源機構
総合技術センター

見積参考資料

業務名	試験用材料等処分業務					(当初)	工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項			
							名称	単位	数量	
河川維持			式		1					
積込			式		1					
積込			式		1					
積込			式		1		積込(ルーズ) 土質=土砂；作業内容=小規模(標準)；	m3	40	
運搬・処分1	混合廃棄物1		式		1					
運搬・処分1	混合廃棄物1		式		1					
運搬・処分1	混合廃棄物1		m3		36		< 1 m3当たり > 処分費(m3) 土砂等運搬 土砂等発生現場=小規模；積込機種・規格=バックホウ車 積0.28m3(平積0.2m3)；土質=土砂(岩塊・玉石混り土 含む)；DID区間の有無=有り；運搬距離(km)(DID区 間有)=27.0km以下；	m3 m3	1 1	
直接工事費			式		1					
共通仮設費			式		1					

見積参考資料

業務名	試験用材料等処分業務						(当初)	工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項					
						名称	単位	数量			
共通仮設費（率計上）		式		1							
純工事費		式		1							
現場管理費		式		1							
工事原価		式		1							
一般管理費等		式		1							
工事価格		式		1							
消費税相当額		式		1							
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。					

【見積参考資料】概略工程表

業務名：試驗用材料処分等業務

作業内容	数量	単位	令和8年					
			1月		2月		3月	
積込　運搬　処分	1	式						